

紹介手数料の返金制度について

株式会社マツオヒューマンネットワーク
有料職業紹介事業許可 41-ユ-010013

採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により 3 ヶ月以内に退職した場合には、その期間に応じて以下の割合で、支払われた紹介手数料を返還するものとします。

保証期間：3 ヶ月

算出方法： 就業開始日前の解約・・・・・・・・全額返還
就業開始後 1 ヶ月以内の解約・・・・75%返還
就業開始後 2 ヶ月以内の解約・・・・50%返還
就業開始後 3 ヶ月以内の解約・・・・25%返還
就業開始後 3 ヶ月超・・・・・・・・返金無し

以上